



目 次

公 告	ページ
○高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の募集 (歴史文化財課)	1

-----  
公 告  
-----

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号）第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

令和7年10月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - (1) 施設の名称  
高知県立高知城歴史博物館（以下「高知城歴史博物館」という。）
  - (2) 施設の場所  
高知市追手筋二丁目7番5号
  - (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 高知城歴史博物館のホール等の利用の許可等、許可の取消し等その他の施設の利用の許可に関する業務
  - (2) 高知城歴史博物館において業として写真等を撮影しようとする者又は高知城歴史博物館（屋外に限る。）において催物を行おうとする者に対する許可等、許可の取消し等その他の許可に関する業務
  - (3) 高知城歴史博物館の資料等の撮影等をしようとする者に対する許可等、許可の取消し等その他の許可に関する業務
  - (4) 高知城歴史博物館の資料等の観覧者、高知城歴史博物館のホール等の利用者及び写真等の撮影等又は資料等の撮影等の許可を受けた者が納付する利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
  - (5) 高知城歴史博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務
  - (6) 高知城歴史博物館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

- 3 指定期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格  
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、高知城歴史博物館の利用において、県民の平等利用を確保し、高知城歴史博物館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、高知城歴史博物館の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。  
なお、グループの構成は、次のいずれかとする。  
(1) 県内事業者のみによるもの  
(2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。）によるもの
- 5 指定の手続  
(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。  
ア 2の業務に係る事業計画書  
イ 2の業務に係る収支予算書  
ウ 2の業務に係る管理代行料提案書  
エ 定款、規約その他これらに類する書類  
オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）  
カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類  
キ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書  
ク アからキまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類  
(2) 募集期間は、令和7年10月31日（金）から令和8年1月9日（金）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達記録郵便によるものとし、令和8年1月9日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

- (3) 申請書の提出を予定しているものは、公募参加表明書を令和7年10月31日から同年11月28日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）に7の提出場所に提出すること。
- (4) 現地説明会を令和7年11月14日（金）午後3時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。
- (5) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (6) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県文化生活部歴史文化財課 ホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/142001/>) から入手することができる。
- (7) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他  
県は、指定管理者と高知城歴史博物館の指定管理業務に関し包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結する。
- 7 申請書等の提出場所、公募参加表明書の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県文化生活部歴史文化財課  
電話番号088-823-9112  
ファクシミリ番号088-823-9063  
電子メールアドレス142001@ken.pref.kochi.lg.jp